

○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	子ども未来部 子育て支援課	
許 認 可 等 名	児童扶養手当受給資格の認定	
根 拠 法 令	児童扶養手当法	
根 拠 条 項	第6条第1項	
連 絡 先	(電話 621-5194)	
審 査 基 準	基 準	<p>1 児童扶養手当の支給要件については次のとおりとする。</p> <p>(1) 次の①から③までに定める者に対し、児童扶養手当を支給する。</p> <p>① 次のイからホまでのいずれかに該当する児童の母が当該児童を監護する場合 当該母</p> <p>イ 父母が婚姻を解消した児童</p> <p>ロ 父が死亡した児童</p> <p>ハ 父が政令で定める程度の障害の状態にある児童</p> <p>ニ 父の生死が明らかでない児童</p> <p>ホ その他イからニまでに準ずる状態にある児童で政令で定めるもの</p> <p>② 次のイからホまでのいずれかに該当する児童の父が当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする場合 当該父</p> <p>イ 父母が婚姻を解消した児童</p> <p>ロ 母が死亡した児童</p> <p>ハ 母が①のハの政令で定める程度の障害の状態にある児童</p> <p>ニ 母の生死が明らかでない児童</p> <p>ホ その他イからニまでに準ずる状態にある児童で政令で定めるもの</p> <p>③ ①のイからホまでのいずれかに該当する児童を母が監護しない場合若しくは①のイからホまでのいずれかに該当する児童(①(次頁へ))</p>
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成24年8月1日設定 (令和6年11月1日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間 (設定しないものについて)	総日数 60 日 (休日を含む)
	設 定 等 年 月 日	平成24年8月1日設定 (令和 年 月 日最終変更)

審査基準	基準	<p>の口に該当するものを除く。)の母がない場合であって、当該母以外の者が当該児童を養育する(児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。以下同じ。)とき、②のイからホまでのいずれかに該当する児童を父が監護しないか、若しくはこれと生計を同じくしない場合(父がない場合を除く。)若しくは②のイからホまでのいずれかに該当する児童(②の口に該当するものを除く。)の父がない場合であって、当該父以外の者が当該児童を養育するとき、又は父母がない場合であって、当該父母以外の者が当該児童を養育するとき 当該養育者</p> <p>(2) (1)の規定に関わらず、手当は、母又は養育者に対する手当にあっては児童が①から④までのいずれかに該当するとき、父に対する手当にあっては児童が①、②、⑤又は⑥のいずれかに該当するときは、当該児童については、支給しない。</p> <p>① 日本国内に住所を有しないとき。</p> <p>② 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4に規定する里親に委託されているとき。</p> <p>③ 父と生計を同じくしているとき。ただし、その者が(1)の①のハに規定する政令で定める程度の障害の状態にあるときを除く。</p> <p>④ 母の配偶者(1)の①のハに規定する政令で定める程度の障害の状態にある父を除く。)に養育されているとき。</p> <p>⑤ 母と生計を同じくしているとき。ただし、その者が(1)の①のハに規定する政令で定める程度の障害の状態にあるときを除く。</p> <p>⑥ 父の配偶者(1)の①のハに規定する政令で定める程度の障害の状態にある母を除く。)に養育されているとき。</p> <p>(3) (1)の規定にかかわらず、手当は、母に対する手当にあっては当該母が、父に対する手当にあっては当該父が、養育者に対する手当にあっては当該養育者が、日本国内に住所を有しないときは、支給しない。</p> <p>2 児童扶養手当の支給要件に該当するものが、児童扶養手当を受けようとするときは、次のとおり認定を受けなければならない。</p> <p>(1) 手当の支給要件に該当する者(以下「受給資格者」という。)は、手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び手当の額について、都道府県知事等の認定を受けなければならない。</p> <p>(2) (1)の認定を受けた者が、手当の支給要件に該当しなくなった後再びその要件に該当するに至った場合において、その該当するに至った後の期間に係る手当の支給を受けようとするときも、(1)と同様とする。</p> <p>3 支給期間及び支払期日については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 手当の支給は、受給資格者が2の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。</p> <p>(2) 受給資格者が災害その他やむを得ない理由により2の規定による認定の請求をすることができなかった場合において、その理由がやんだ後15日以内にその請求をしたときは、手当の支給は、(1)の規定にかかわらず、受給資格者がやむを得ない理由により認定の請求をすることができなくなった日の属する月の翌月から始める。</p> <p>(3) 手当は、毎年1月、3月、5月、7月、9月及び11月の6期に、それぞれの前月までの分を支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであった手当又は支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の手当は、その支払期月でない月であっても、支払うものとする。</p> <p>4 その他別添(児童扶養手当審査基準の別紙)参照</p>
------	----	---